

# 交通安全への法の役割

中尾田隆

Takashi NAKAOTA

交通事故の対策のため、法や制度の改正が明治以降、行われてきている。しかし、人の不注意が事故を引き起こすという本質は変わっていない。

法の役割として、事後的な民事・刑事の裁判を適切に行うことにより、一般的に事故を回避させる抑止効果がある。また、行政法規の立法・執行により、ルールを定式化し、共通化し、強制し、管理監督する制度の立て付けも法の役割である。

民事裁判は、損害に相当因果関係のある有責な行為は何か、その行為の過失割合は何かが審理される。過失割合の類型は法定のものではなく、運転者と被害者の行為を類型化した図式により算定している。刑事裁判は、基本的には、検察官の起訴判断で選択された罪（危険運転致死傷罪かなど）の枠組みについて、事故の結果と被告人の行為との間に相当因果関係があり、被告人の行為が有責であると認められる場合に有罪の判断が下され、その後には量刑の判断がなされる。交通における行政法の役割は、交通ルールそのものの定式化が代表的であるが、免許制度や道路整備の法令など、趣旨目的により、多種数多の法令が定められている。

高齢者ドライバー（ここでは高齢者のドライバーという程度の定義とする）による交通事故が、近年多く報道されている。高齢者ドライバーには移動の自由があるため、その運転自体は直ちに違法となるものではない。しかし、ある時に適法な安全な状態にあったとしても、具体的な運転能力の低下により、事故の起きやすい状態で運転を重ねることにより、ないしは危険な状態で運転をすることにより、交通事故結果を生じさせてしまうということが、高齢者ドライバーの問題点の特質である。

高齢者ドライバーに、自身の運転の状況が危険な状態にあることの自覚がなく、もしくは不十分な自覚しかないために、運転をし、それがために事故時の能力では回避できないことで事故を引き起こしたケースを想定すると、従来の過失運転致死傷罪の適用事例と考えられる。事故の結果、回避可能な時点は運転開始時となるが、事故の具体的な危険は運転開始時において希薄であり、従来法のままでは抑止効果は期待できない。他方、高齢者ドライバーが、自身の運転の状況が危険な状態にあることを自覚しながら、その運転をし、事故時の能力では回避できない事故を引き起こしたというケースを想定すると、危険運転致死傷罪の類型の一つとして、過失犯より厳罰な犯罪として立法し、法の抑止効果を期待するという方法も考えられる。しかし、このような重罰化は高齢者の移動の自由との調整が難しく、さすがに立法の動きはない。

行政法により、能力等が危険な状況にある高齢者ドライバーが運転をしない（できない）旨の立て付けを行い、管理監督を実行していく必要がある。代替移動手段の提供などは、高齢者ドライバーに対し、自身による運転を任意回避させるという意味では効果的であるが、代替移動手段への選択を法的に強制することができるところまでは充実していない。高齢者ドライバーの問題は、人口問題でもあるため、高齢者の住み方を含め、交通法規だけの対策もまた限界があり、社会全体の政策・立法が必要となろう。

東京桜田法律事務所、池袋南法律事務所（2019年6月より）／原稿受理 2019年5月29日